

会 議 録

- 1 附属機関等の会議の名称 平成30年度第1回美里町情報公開審査会
- 2 開催日時 平成30年6月19日（火） 午後3時から午後3時30分まで
- 3 開催場所 本庁舎3階会議室
- 4 会議に出席した者
 - （1）委員 千葉敬記会長、佐藤賢二委員、鈴木絢子委員
 - （2）事務局 総務課 佐々木課長、森係長
- 5 議題及び会議の公開・非公開の別
 - （1）会長及び職務代理者の選出について 公開
 - （2）情報公開制度の運用状況について 公開
- 6 非公開の理由
- 7 傍聴人の人数 なし
- 8 会議資料
平成29年度の情報公開制度及び個人情報保護制度の施行状況
- 9 会議の概要
議事の概要
 - （1）会長及び職務代理者の選出について
会長は千葉委員、職務代理者は佐藤委員とする。
 - （2）情報公開制度の運用状況について
資料に基づき事務局が説明を行った。

【発言内容の記録】

(委嘱状の交付)

佐々木課長 開会に先立ち、委員に就任いただきました委員皆様に委嘱状を交付いたします。お一人ずつお名前をお呼びしますので、その場に御起立願います。

(町長より委嘱状をお一人ずつ交付)

佐々木課長 それでは、美里町情報公開審査会を開催させていただきます。まず初めに、美里町長相澤清一から御挨拶申し上げます。

相澤町長 本日は、お忙しい中、お集まりいただき誠にありがとうございます。私から美里町情報公開審査会委員の委嘱に当たり、一言、御挨拶申し上げます。皆様には、日頃、美里町の行政運営につきまして、御理解と御協力を賜り、この場をお借りし厚く御礼申し上げます。また、この度は、委員をお引き受けいただき、感謝申し上げます。御存じのとおり、情報公開審査会は、情報公開に係る町民の権利救済を図るという極めて重要な任務を担う機関でございます。また、扱う案件の性質上、委員には高度な学識経験を必要とする機関でもあります。情報公開に係るトラブルを解決するには、情報公開の理念を深く理解し、町民の目線に立った審理を行う一方、行政実務に係る深い知識が必要となる難しい審査会であると考えております。これまで委員を務めてこられた佐藤委員、鈴木委員に引き続き委員をお引き受けいただき、さらに行政についての経験豊富な千葉委員に新たに委員に就任いただき、大変心強く思っております。本審査会は、情報公開に係る審査請求を審査する機関ですので、そのような事態にならないことが何よりではございますが、諮問案件が発生した際は、皆様のお力添えをいただきたく、よろしく願い申し上げます。簡単ではございますが、あいさつに代えさせていただきます。

佐々木課長 それではここで議事に入ります前に事務局職員を紹介させていただきます。今年度から総務課長を拝命いたしました佐々木と申します。よろしく願いいたします。それからこの審査会の担当となります文書法令係長の森です。

森係長 よろしく願いいたします。

佐々木課長 次に新たに委員に御就任いただきました皆様から一言ずつ御挨拶をいただきたいと思っております。佐藤委員からお願いいたします。

佐藤委員 佐藤と申します。もうすぐ70歳です。職歴ですが、昭和42年に南郷町役場に勤務して、平成18年に合併により美里町の職員となりました。それから1年半位で退職しました。その後は裁判所関係の方から声をかけていただき、調停委員を務めております。それから民生委員もやっております。終始いろんなことをやっております。情報公開審査会の委員については4年になります。よろしく願いいたします。

佐々木課長 ありがとうございます。続きまして鈴木委員、お願いいたします。

鈴木委員　鈴木と申します。藤ヶ崎町のあじさい法律事務所というところで弁護士をしております。3年前から情報公開審査会の方をやらせていただいております、大変いろいろな案件があるなあということで、私の方も勉強になっております。今年度もそういった案件がありましたら、みなさんと力を合わせて解決していければと思っています。よろしくをお願いします。

佐々木課長　ありがとうございます。続いて千葉委員、お願いします。

千葉委員　千葉でございます。現在、住まいは峯山団地の方に住んでおります。出身は栗原市でございます、18年位栗原にいましてその後、他県に移りました。宮城県庁には昭和44年に入りまして、約40年間、県庁職員として勤めてまいりました。ただ、私は技術職員でございます、ここにおられる皆さんはおそらく事務職だと思いますけど、私は技術畑で、もう少しくわしく言いますと農業土木ということで、土地改良一本で40年近くやってまいりました。今回、このお話しがありましたときに、私のようなものでいいのかなという思いはありましたけれども、私も美里町に住んで40年近くになりますので、町のためになるのであれば、ということで引き受けさせていただきました。お2人は私よりも先輩かと思しますので、指導も含めてよろしくお願ひしたいと思ひます。

佐々木課長　ありがとうございました。続いて審査会の議事に入りますが、町長は公務の都合がありますので、ここで退席させていただきます。

相澤町長　よろしくをお願いします。ありがとうございました。

佐々木課長　次第の3番目、議事に入ります。会長の選出を行う必要がございますが、選出までの間、僭越ではございますが、私が仮議長を務めさせていただきます、会議を進行して参りますので、よろしくお願ひいたします。

なお、審査請求に係る審査会の会議については、非公開となりますが、それ以外の案件については、情報公開条例で規定する附属機関の会議の公開の原則に立ち返り、公開することとなります。本日の会議では審査請求案件を扱いませんので、会議は公開という扱いになりますので、よろしくお願ひいたします。

それでは議事の1番目、会長及び職務代理者の選出に入ります。会長の選出については、美里町情報公開条例第27条に規定されており、第1項には、互選によって会長を選出することが規定されております。また、会長は、会務を総理し、委員会を代表すること、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員が職務を代理すると規定してございます。最初に規定を説明すればよいところですが、後程規定を説明いたします。ということで皆様にお諮りいたします。互選とありますが、どのような方法で選出いたしますか。御意見をいただきたいと思ひます。自薦、他薦等ございませんでしょうか。

佐藤委員　私からよろしいですか。私は委員として4年になりますから、会長にという声があるかもしれませんが、私は役場のOBでしたし、役場のOBがこのよう

な審査会の会長をやるというのはあまり好ましいものではないと思っているんです。そういう状況で、私から推薦するとなれば、初任ではありますが一番年長であり行政経験も豊富な千葉委員に会長をやっていただくのが一番いいと思っています。意見として、推薦という形になりますけども。

佐々木課長 佐藤委員から千葉委員に会長をお願いしたいという意見がありました、いかがでしょうか。その他皆さんの方から御意見等はございますでしょうか。

鈴木委員 私は異議なしです。

千葉委員 やっぱり1年生なもんですから。

佐藤委員 役場のOBが会長をやるとなると、どちらかと言うと行政寄りというとられ方をすると思うんですね。会長となると代表だから、どうしても。そう考えると、千葉さんも経験豊富です。私、4年やってると言ってもそんなに案件がなかったですから。去年は1件ですから。去年でいうと7月から9月にかけての案件だけでしたかね。

森係長 はい。

佐藤委員 そういう状況です、千葉さんが年長者です、まとめるのがよろしいんじゃないかなと思います。

鈴木委員 よろしいと思います。

佐々木課長 みなさんから御意見をいただきました。会長は千葉委員さんという意見がありました、会長を千葉委員さんをお願いするということによろしいでしょうか。

千葉委員 分かりました。よろしく申し上げます。

佐々木課長 それでは会長を千葉委員をお願いするということにいたします。会長が選出されましたので、私の仮議長はここまでとなります。この後の進行は千葉会長をお願いしたいと思います。それではよろしく申し上げます。

千葉会長 まさしく凶らずもという言葉がぴったりな感じでして、私は1年生なものですから、そのような仕事はないかなと思ってまいりましたけれども、佐藤さんが適任かなと思いましたが、あまりこういったことでごたごたしても無駄な時間ですから、引き受けさせていただきます。よろしく願いいたします。

情報公開は長い取組になっておりますけれども、最近は変わってきたという実感があります。ですから、情報公開請求もこれまでとは違ったものが出てくるのかなという感じがしています。私自身も勉強し直していかなければならないと考えております。取りまとめする力が私にあるのか、ないのか分かりませんが、みなさんの御協力をひとつよろしく願いいたします。

鈴木委員 よろしく申し上げます。

佐藤委員 よろしく申し上げます。

千葉会長 それでは、始めに会長の職務代理者を指名するということですが、佐藤さんはよろしいですか。職務代理者であれば。

佐藤委員 私でよろしければ。

鈴木委員 はい。

千葉会長 では、職務代理者は佐藤さんということで、よろしく願いいたします。

それでは、議事を進めて参りますが、ここで会議録署名委員及び会議録書記を選出します。会議録署名委員は2人ですか。

森係長 はい。お2人でお願いします。

千葉会長 それでは佐藤委員と鈴木委員ということで。会議録書記については、事務局職員ということでお願いします。なお、会議録の作成についてですが、これまでと同様に意見を詳細に記載する方法でよろしいでしょうか。

森係長 これまで、会議録は詳細に起こす運用をしてきておりました、これまでと同じでよろしいでしょうかという一応の確認です。

千葉会長 これはテープは録ってるんですか。

森係長 はい。録音しております。

千葉会長 ただ、テープですと、いろいろ余計なことも入ったりしますので、その辺は整理いただいた方がよろしいと思いますね。

佐々木課長 はい。

千葉会長 あーとか、うーとかそういうのまで書かれると読む人も大変ですからね。よく整理していただければと思います。

佐々木課長 整理して詳細に記載するということですね。

千葉会長 はい。整理して詳細に記載するということをお願いします。

それでは議事の2番目に入ります。「情報公開制度の運用状況について」事務局から説明をお願いします。

森係長 資料に基づき説明

千葉会長 説明としては以上ということで、今の説明について何か御質問等はございますか。

佐藤委員 審査請求が却下されたというのは。審査会にかかったのは4月3日の開示請求ですね。7番目の請求が却下ですか。

森係長 そうです。これは決定から3か月の期間制限が過ぎた後の審査請求でしたので、却下となりました。不適法却下の場合は審査会に諮問せずに却下することになります。

あとは、開示請求に対する却下というのも1件ありました。これは開示請求書の記載から請求する行政文書を特定できないということで、請求書の補正を求めましたが、受け入れられなかったため、却下ということになりました。

佐藤委員 10番目の請求ですね。

森係長 はい。

千葉会長 他に御質問はありませんか。

森係長 補足でございますが、本日お配りした資料の1枚目の内容が7月1日号の広報に掲載されて、公表されることとなります。以上です。

千葉会長 それでは議事としては以上ですが、その他何かございますか。

森係長 1点よろしいでしょうか。本日、情報公開関係例規のファイルをお配りしております。これは佐藤委員、鈴木委員には以前渡しておりました、千葉会長には本日初めてお配りするものでございますが、以前のものから条例の改正がございます、古くなっていましたので、解釈運用基準も含めてすべて最新のものと改めて作成いたしました。今後、審査請求の案件が出ましたら、これを参照いただければと思います。中身としては、最初に解釈運用基準ということで、条例の逐条解説ですね。その後に情報公開条例、施行規則、事務取扱要綱、それから直接関係ないかもしれませんが、会議の公開に関する規則と情報コーナー設置要綱ということで、町の情報を積極的に公表するための関係例規を添付してあります。以上です。

千葉会長 それでは、以上で本日の会議を終了いたします。お疲れ様でした。

上記会議の内容に相違ないことを証するため、ここに署名します。

平成30年8月10日

委 員 _____

委 員 _____